

生駒市公平委員会規則第 1 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 4 月 16 日

生駒市公平委員会委員長 上武 昌文

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年 9 月生駒市公平委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の福祉事務所の項中「児童福祉課」を「こども課」に、「児童福祉係長」を「こども係長」に改める。

別表第 2 の公民館の項中「館長補佐」を削り、同表南コミュニティセンターの項及び北コミュニティセンターの項中「副館長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。